

## 市第60号議案 横浜市奨学条例の一部改正

### 1 趣旨

本市では、学業成績優秀で経済的理由により修学が困難な高校生を奨学生として採用し、年額6万円（月額5千円）の奨学金を支給しています。

令和6年度から電子申請・届出システムによるオンライン手続を導入し、志願や届出等の方法を変更するため、横浜市奨学条例を一部改正します。

### 2 改正の概要

#### (1) 奨学生の志願手続（第5条）

ア 現行では、志願者は、学校長を経て奨学生願書を教育委員会に提出していますが、オンライン化に伴い、直接教育委員会に申請できるように変更します。

イ 同様にオンライン化に伴い、奨学生願書の署名を廃止します。

#### (2) 異動の届出の手続（第7条）

ア 現行では、奨学生は、休学や住所変更等の場合に、学校長を経て教育委員会に届け出ていますが、直接教育委員会に届け出ることができるように変更します。

イ 届出の署名を廃止します。

#### (3) 奨学金の交付方法（第8条）

現行では、奨学金は、原則として毎月もしくは数か月分をあわせて学校長を経て交付することとしていますが、教育委員会が1年分を一括して直接交付するよう変更します。

### 3 公布予定日及び施行予定日

#### (1) 公布予定日

議決後、直近の市報に登載し、公布します。

#### (2) 施行予定日

令和6年4月1日

(次ページ資料)

**【参考①】 志願・届出等の手続の変更点**

項目	手続内容		現行（紙申請）	改正後（オンライン申請）※
志願	奨学生願書の提出		学校経由で市に提出	志願者が市に直接提出
	推薦調書の提出		学校が市に提出	志願者からの依頼を受け、 学校が市に提出
	収入額の確認書類の提出		学校経由で市に提出	
	誓約書の提出	時期	採用者決定後	願書提出時
方法		学校経由で市に提出	志願者が市に直接提出	
決定	選考結果通知		学校経由で志願者へ通知	
交付	奨学金の支給		市が学校口座に入金し、 学校から奨学生に支給	市が奨学生に直接支給
その他	異動の届出		学校経由で市に提出	奨学生が市に直接提出

※オンライン申請が困難な場合は、紙での申請を可とします。

【参考②】 新旧対照表

現 行	改 正 後 ( 案 )
<p><u>(願出手続)</u></p> <p><u>第5条 奨学生を志願しようとする者は、奨学生願書を当該学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の願出があったとき、学校長は、第2条の規定に該当すると認めた者について、推薦調書を作成の上添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する奨学生願書には、本人及び保護者が連署しなければならない。</u></p>	<p><u>(志願手続)</u></p> <p><u>第5条 奨学生を志願する者(次項において「志願者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、奨学生願書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 志願者が在学する高等学校の学校長は、当該志願者が第2条の規定に該当すると認めたときは、推薦調書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(第3項 削除)</p>
<p><u>(異動の届出)</u></p> <p><u>第7条 奨学生は、次に掲げる場合には、保護者連署の上、当該学校長を経て、教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号 省略)</p>	<p><u>(異動の届出)</u></p> <p><u>第7条 奨学生は、次に掲げる場合には、教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号 省略)</p>
<p><u>(奨学金の交付)</u></p> <p><u>第8条 奨学金は、毎月当該学校長を経て交付する。但し、数箇月分をあわせて交付することがある。</u></p>	<p><u>(奨学金の交付)</u></p> <p><u>第8条 奨学金は、教育委員会が定める日に1年分を一括して交付する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>